

質 問 書 2

令和 4 年 8 月 2 5 日

資料名称 ページ数 行 数	質 問 事 項	回 答
県立都市公園指定管理者募集要項 2 ページ(3) 及び 岩手県花巻広域公園管理等業務仕様書及び施設の概要 7 ページ 岩手県立花巻広域公園管理等業務特記仕様書	<p>ゴルフクラブ内のレストランについては、平日の利用者が少ないことに加え、雨天時には全く利用が無い場合も多い状況にあるが、委託事業者は従業員を配置し注文に備えており、売上が無い中で、人件費だけが嵩む状況となっている。</p> <p>また、ゴルフ場としても、事業者に継続して受託してもらうため、様々な支援を行っており、収支の圧迫要因となっている。</p> <p>特記仕様書には、営業日や営業時間についての記載が無いことから、天候や予約状況に応じ柔軟な営業時間にするとともに、提供メニューについても効率的なものとする事は可能か、ご教示願いたい。</p>	<p>基本的には、ゴルフ場の営業日には、食堂も営業していることを想定しています。</p> <p>ただし、天候等によって、変更する場合は、予めその取扱を県と協議していただきたいと考えています。</p> <p>また、提供メニューの効率化については、申請する団体で柔軟に取り扱っていただいて差支えありません。</p>
県立都市公園指定管理者募集要項 2 ページ～3 ページ (4) 県と指定管理者の役割分担	<p>花巻広域公園内にある宿泊施設分の光熱水費の立替払い及び請求については、指定管理者の役割ではなく施設設置者（県）の役割ではないかと考えるが、これらの業務の役割分担についてご教示願いたい。</p>	<p>指定管理施設における光熱水費等の支払等は、指定管理者の業務として整理しているところであり、契約の都合上生じる、これらの立替及び請求についても指定管理者に行っていただきます。</p>

	<p>近年、花巻広域公園において、ゴルフ場及び公園内の芝生が猪による掘り起こし被害に遭っているところである。被害を防止するためには柵の設置等の整備が必要と考えており、これらの整備事業は「公園施設の整備、改修」に該当するのではないかと考えるが、取扱いについてご教示願いたい。</p>	<p>柵を設置することについて必要性が認められ、設置することとなった場合は「公園施設の整備、改修」に該当します。</p>
<p>県立都市公園指定管理者募集要項 4 ページ 4 県とのリスク分担</p>	<p>「指定後のインフレ・デフレによる物価変動」及び「県以外の要因による運営費の膨張」のリスク負担は指定管理者とされているところであるが、現下の電気料金や燃料費、資材価格等は、県が指定管理委制度を導入して以来最も大きな高騰となっており、これまでの制度では想定外のものとなっている。</p> <p>法人の経営にも影響を及ぼしうる大幅かつ想定外の経費の増加リスクについては、指定管理者の自助努力で吸収することには限界があるが、このような場合のリスク分担の考え方を示されたい。</p>	<p>特殊な社会情勢の変化に対し、県から個別に対応することを妨げるものではありませんが、現行では左記の場合のリスク分担については基本的には指定管理者の分担として整理しています。</p>
	<p>同様に、委託料について、現下の人件費や物価等についても大幅かつ想定外の高騰となっていることを踏まえ、委託業者から増額要望が出されており、指定管理者の自助努力で吸収することは難しいと判断するが、このような場合のリスク分担の考え方を示されたい。</p>	<p>特殊な社会情勢の変化に対し、県から個別に対応することを妨げるものではありませんが、現行では左記の場合のリスク分担については基本的には指定管理者の分担として整理しています。</p>
	<p>働き方改革の導入による人件費の増加や短時間勤務者に対する社会保険適用の拡大による福利厚生費の増高など、法改正に伴う経費の増加について、施設管理者（県）としてリスク分担することができな いかご教示願いたい。</p>	<p>指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更については、基本的には、指定管理者の分担となります。</p>

(注) 資料名称は、「募集要項」又は「業務仕様書及び施設の概要」のいずれかを明記してください。